

職員給与規程

特定非営利活動法人 未来 ISSEY

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 未来 ISSEY（以下「未来 ISSEY」という）の事務局職員（以下「職員」という）の給与・昇給等に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

(給与等の定義)

第3条 この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

(均等待遇)

第4条 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取扱いをすることはしない。

(給与の決定)

第5条 給与は職員の専門性・能力・勤務形態に応じて、代表理事がこれを定めるものとする。但し、決定後、理事会に報告するものとする。

- | | | | |
|---|--|-----|------------|
| 2 | 事務処理のための管理費 | 1時間 | 1040円～ |
| | 受益者に直接対応するなどを要する内容 | 1時間 | 1040円～ |
| | 小慢自立支援員（当事者・当事者家族）・講師（国家資格、教員免許等専門性や免許を要する者） | | |
| | | 役員 | 1時間 1600円～ |
| | | その他 | 1時間 1200円～ |

(給与計算期間及び締切日)

第6条 給与計算期間は、毎月1日から31日までとし、翌月5日を締切日とする。

(給与の支払日)

第7条 給与は毎月10日に支払う。但し、支払日が土・日曜日・祝日・年末年始など銀行が休日のときはその後初めての開店日に支払う。

(給与の支払方法)

第8条 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。

- 2 口座振り込みを希望する職員は、所定の手続きにより、給与の振り込みを受ける預貯金の口座を未来 ISSEY に届け出なければならない。

(給与からの控除)

第9条 給与の支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する場合がある。但し、パートタイム職員については、法に規定されているものに限り控除する。

- (1) 給与所得税及び住民税
- (2) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

(交通費)

第10条 職員の交通費は、以下の通りを支給するものとする。

- (1) 1kmあたり10円
- (2) 人件費に含まれる金額

(昇給)

第11条 職員の昇給は、毎年4月1日に行うこととし、年度当初に理事会がこれを定める。但し、未来ISSEYの運営状態によっては行わないことがある。

(賞与)

第12条

1. 法人は業績を勘案して、原則として年1回、12月に賞与を支給する。ただし、会社業績の著しい低下、その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期、または支給しないことがある。

2. 賞与の額は、本人の能力、勤務成績、勤務態度、出勤状況を評価した結果と法人業績、今後の期待を考慮してその都度決定する。(原則週20時間勤務しており、雇用保険のついた者に支給する)

3. 賞与は、支給日当日に法人に在籍し、かつ評価対象期間に通常勤務していた者について支払うこととする。

原則として最大給料の1か月分を6月、12月の2回にわけて賞与を支給する

附則

1 この規程は令和3年4月1日から施行する。

2 第5条(給与)2、第10条(交通費)、第11条(昇給)の規定については、本会の経営状態を勘案して、年度当初に理事会がこれを定めることができる。

3 第5条(給与の決定)2の規定については、令和5年10月1日から施行する。

4 第12条(賞与)の規定については、令和5年12月27日から施行する。

5 第5条(給与の決定)2の規定については、令和6年10月1日から施行する。

6 第5条(給与の決定)2の規定については、令和7年11月1日から施行する。